

# 第1回住宅・建築物省エネルギー一部会での 主な指摘事項

平成19年10月



国土交通省

## 1. 省エネルギー対策の方向性について

短期的には京都議定書目達計画の目標達成が大命題で、長期的には建築物の省エネルギー化を図ることが命題であり、エナジーセービング、エナジーエフィシエンシーの双方を検討すべき。

建築だけの対応では解決しないので、使われ方、使い方に踏み込んで議論する必要がある。

建設段階のエネルギーも含めて議論すべき。

国産材の活用と、輸入した外材の活用の過程で消費するエネルギーについても検討すべき。

建築物の面積の増加に対しては、建築の寿命を踏まえて検討する必要がある。

耐震改修については、一般診断法、改修マニュアル、補助制度ができ、テレビでも実験を行ったりしているが、省エネルギー対策については、そのような取組が現状ではないので、場の提供をはじめ、国交省で対策を講じるべき。

技術開発を行い、その環境技術が評価され、環境と経済が好循環する社会を創っていくことが重要であり、そのための政策を総合的につくっていくことが必要。

省エネ基準を厳しくしたときに、消費者がそれに対応できるのか。税制、ローンにおける優遇やランニングコストの低減に係る情報提供など、総合的な対策を講じることが、消費者の取組につながるのではないか。

市民のライフスタイルの変化にあわせ、コンビニ等の24時間営業化が進んできているが、その際、エネルギー源を新エネへ変更したり、省エネを推進するなど、法律全体の総合力が必要。

クールビズ、ウォームビズだけではなく、動力や給湯にもしっかりした省エネ技術を取り入れつつ、それを消費者が選び、ライフスタイルに取り入れるなど、総合的な取組をどのように推進していくかが非常に重要である。

## 2. 規制・誘導手法について

一番典型的な規制は法的な義務付け。また、規制は規模に応じたものになるのではないか。

よいものについては、税、補助金、表彰制度などを活用し、逆に悪いものについては公表するなど、様々な手法を講じるべき。

施工者・設計者に対するインセンティブとして、省エネに係る工事を公共工事の実績や技術点といった評価項目にプラスできないか。

CO2排出量やエネルギー消費量に応じた税制は可能なのか。

2,000㎡未満のものについては、面積が小さくなればなるほど簡便な計算方法でエネルギー効率を計算するなどして、評価することを義務づけてもよいのではないか。その代わりに、良いものについては減税インセンティブを与えるなど、施策のミックスによる工夫ができないか。

複数の建築物が連携したエネルギー対策は目達計画にも位置づけられているが、なかなか具体的な進め方という難しい。単体で考えるだけでなく、この点にも力を入れるべき。補助金だけではそれ以上進まない。都市計画や建築基準法の集団規定(容積率の設定等)などに踏み込んだ具体的な対策は考えられないのか。

地域別のエネルギー消費量に着目した省エネ規制が必要。

省エネ措置を建築基準法に盛り込むことは無理だとしても、確認申請の添付書類として省エネ法の方で法定して義務付けることはできないか。

省エネ法の2,000㎡以上という裾切りについては、住宅はもう少し下げる必要があるのではないか。

## コスト等の負担について

国民は何らかのコストを負担せざるを得ないと思うが、行政コストについては、窓口業務の増加に伴う職員の増員など、地方の意見も聞きながら、具体的な検討が必要である。

行政コストの問題については、諸外国の例も参考にして研究する必要があるのではないか。

国民のコスト負担増については、ランニングコストも入れたトータルコストで考えれば、結果的には減になるのではないか。

省エネ法の運用上、国、都、区の基準への対応が必要であり、現場ではデータ作成に忙殺されている状況。データの一本化などが図れないか。

## 木造住宅について

木造住宅は吸収固定で貢献しているので、そのような専門的なデータをまとめる必要がある。

木造軸組構法を主とする大工は大勢おり、どのように育成するかが大切である。

## 情報提供について

自治体によっては、規制をかけないといけないという強い危機感を持って制度設計しているので、地域と国とが情報交換するなど連携して、よいシステムを構築することが重要。

CO2削減が必要であることは大前提だが、ライフスタイルなどに浸透していく上での便益が何なのかを明示的に整理する必要があるのではないか。

居住者への省エネ、CO2排出量に対する意識の啓発と行動のためのインセンティブの形成が非常に大切。

中小事業者への意識啓発も必要。

太陽熱利用など初期投資はかかるかもしれないが、ある期間で電気、ガスなどの光熱費がこの程度マイナスになるというような損得が明らかであることは、消費者が選択する際に大変重要。

どのようなライフスタイルがあるのか、皆で情報共有することが大切。

賃貸ビルの場合、使用エネルギーの半分以上がテナント使用によるものであるので、「見える化」などを制度化して、テナントの意識向上を図るべき。

省エネの届出書について、役所の内部だけに留めず、国民が見ることができるようにできないか。

## 自然エネルギーについて

パッシブソーラーハウスで自然に近い生活をする事で心が豊かになる、というようなキーワードがもっと出てくるのが大切。そのためにも、CO2削減データや気持ちのよさがはっきり出てくるような、人の住むモデルハウスを各地でつくるといった政策もいいのではないか。

自然エネルギーの活用を設計上で活かすと、省エネルギーについても効果が上がる。

CO2の削減に向けて留意すべきは、実効性と即効性。住宅については、パッシブデザインを取り入れるなど次世代ソーラーハウスとして再注目し、インセンティブを付与することが重要。

地域の未利用資源や太陽光など、地域の自立型エネルギー計画も考慮してまちづくりを展開していくことが重要。そういう意味でも、国と地方の連携が大変重要。

## その他

日本の業務部門のエネルギー統計については精査する必要がある。

家庭部門においては、CO2排出量の推移が不規則に動いているが、特に最近では原発の停止によりCO2排出量の原単位が上がったことが大きな要因。社会的な他の要因により、家庭で排出量の原単位が増えることも認識すべき。

日本の住宅の断熱性能は、国際比較にもあるように必ずしも十分でないのではないか。